

参議院法務委員会會議録第二十七号

昭和三十一年五月二十八日(木曜日)

午前十一時十八分開会

委員の異動

五月二十八日

辞任

田中 啓一君

坪山 徳弥君

鈴木 万平君

補欠選任

二木 謙吾君

川野 三暁君

熊谷太三郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

法務省刑事局長 竹内 壽平君
事務局側 常任委員 西村 高兄君
会専門員 関根 広文君

説明員

警察庁刑事局長 関根 広文君

捜査第二課長 後藤 信義君

警備第二課長 後藤 信義君

本日の会議に付した案件

○暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中山福蔵君) これより法務委員会を開きます。

この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、田中啓一君の辞任された補欠として、二木謙吾君が選任されました。

○委員長(中山福蔵君) 本日は、暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案を議題に供します。

(岩間正男君発言の許可を求む)

○委員長(中山福蔵君) 質疑のあります。委員長の、議事進行が先になるのがあたりまえじゃないですか(と呼ぶ者あり)

○委員長(中山福蔵君) 岩間君。

○岩間正男君 私、いまの委員長のそういう委員長職権を乱用するやり方でこの重大な法案を審議することに絶

対に反対です。第一に、当委員会にはいますでに審議しなくちゃならない四つの法案がかかっているはずなんです。そのほかに緊急の質問が八件かかっているはずなんです。こういう法案や質問を無視して、そうして、何か党議なんか知らぬけれどもその決定によって、しかも、十日までに上げなければならぬという先ほどからの理事の発言によっても明らかのように、そのようない党のやり方によって当委員会が運営されるというところは非常に遺憾です。

いままで委員長は非常に公正中立な立場で当委員会の運営につとめてこられた。私は心ひそかに尊敬しておった。その委員長が、どのような圧力か知らぬけれども、こういう事態の中でいまのようなやり方で強引にこの委員会を運営する。しかも、重大な関係のあるこの暴力処罰法をいまのような形で審議することは、私は、参議院の権威からいっても、当委員会のいままでの運営からいっても、はなはだ望ましくないと思う。こういうことは撤回されることを私は要望したいと思つてます。まだ一カ月あります。会期は、何のために会期を延長したんですか。会期が一カ月あるこの段階でこのような事態をやるといふのは、明らかにこれはあなたたちの一方的な意思によって当委員会を運営するということになる。私は絶対にこれはこの委員会の権威のために賛成することはできない。反対です。

この問題を検討してください。

○植木光教君 暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案は、きわめて重要な法案でありますので、これを御先議願いたいと思つてます。

質問いたします。

提案理由の説明によりますと、「近年における暴力犯罪の実情を見ますに、その数において依然減少の傾向を示さない」と云々ということが書いてあります。また、提出された資料によつて見ましても、昭和三十三年以降、検察庁の受理する暴力犯罪関係者の数は年間二十万人以上に達して、道路交通法違反を除く全受理件数の四分の一を占めている。しかも、「悪質な暴力犯罪が増加の傾向を示している」と提案理由でも説明されておりますが、最近の暴力犯罪の実情について詳しく御説明を願いたいと思つてます。(動議が出ているんだ。動議に対して採決してからその質問に入るべきじゃないかと呼ぶ者あり)

○国務大臣(賀屋興宣君) 政府委員から御説明いたします。

○政府委員(竹内壽平君) ただいまお話しのように、私どものほうから提出いたしました資料によつても明らかに、昭和三十三年以降、検察庁で受理する暴力犯罪関係者の数は年間二十万人以上に達しておるのでございまして、道路交通法違反を除く全受理事件の四分の一に当たるのでござい

ます。

これを内容的に見ますと、いわゆる暴力団といわれておりますもの、すなわち、博徒とか、あるいは暴力テ

ヤとか、青少年の不良団、あるいは売春暴力団といわれておるもの、麻薬暴力団といわれておるもの、その他の暴力的な不良団体の構成員またはその仲間とも言うべき人々による暴力犯罪が相当の割合を占めておりますことも、その犯罪の態様は一段と悪質、危険化していく傾向にあるということがうかがわれるのでござい

ます。

これら暴力団の仲間によつて犯され

ておる暴力犯罪の数は一般の暴力犯罪

のうちで相当な割合と申しましたが、

たとえば三十七年について申し上げますと、兇器準備集合罪という罪では七

六・三%を占めておるのでございま

す。それから暴力行為等処罰二關スル

法律違反では四一・四%、恐喝では三

四・八%、殺人では三一・五%、脅迫

では二一・六%、傷害では一九・九

%、暴行罪では一三・八%、かように

なつておるのでござい

ます。

しかも、いわゆる暴力団その他の暴

力的不良団体の数は五千団体あるとい

われておるのでございまして、その構

成員の数も十七万人をこし、最近の統

計によりますと、これは警察庁でつく

りました統計でござい

ますが、十八万

をこえておるとい

われておるのでござ

いまして、その団体数は一年間に百以

上、構成員におきま

して一万人以上増

加しておる、か

ようになつてきてお

るのでござい

ます。しかも、これらの団

体の組織はいよいよ大規模化となり、

活動領域も広ま

つておるのでござ

いまして、このよう

な実情にあるのでござ

い

います。

○植木光教君 だいたいのお話で暴力団の実情も大体わかりましたけれども、いわゆる暴力団が高度な危険性を持つ兇器を用いて常習的に暴力行為を行ない、善良な国民の自由と人権を侵害しているということでありますが、もう少し詳しくいわゆる暴力団の団体数、構成員数、組織規模、活動領域、資金源等の動向と実態について伺いたいと思います。

○政府委員(竹内壽平君) だいたい申し上げたことにも関連いたしますが、暴力団の団体数は、これは警察庁において調べました統計でございますが、昭和三十四年一月には四千九百九十二団体で、その構成員の数は九万二千八百六十名でございます。昭和三十八年一月の調査によりますと、団体数は五千三百三十一と千団体の増加になっておりまして、構成員のほうは十七万二千七百十一と、これはほとんど倍にふえておる状況でございます。

それから暴力団の活動領域、それから暴力団の角逐と申しますか、組織の広がってまいっている暴力団内部の伸長でございますけれども、最近では目立って中央の暴力団が地方に勢力を伸長していくというものの離合集散の状況が見られるのでございまして、その結果として必然的に地元の既存の暴力団との間に対立抗争を招きまして、暴力団相互間のいわゆる対立に基づく、でいりといわれておりますけれども、こういう暴力団が多数発生し、これがまた激化しておるように見られるのでございまして、そのために国民がこうむりますところの迷惑、脅威、

こういうものは非常なものと私どもは考えておるのでございます。

なお、これらの暴力団において使われますところの手段方法、これを見てもまいりますと、特に銃砲または刀剣類を使用する暴力団が多数認められるということが特徴でございます。その一つの証左といたしまして、暴力団から押収いたしました兇器の数を統計で調べてみますと、昭和三十三年には、拳銃が百五十八丁押収されておるの、昭和三十七年には二百二十六丁にふえておりますし、日本刀を見ましても、三十三年には六百三十五丁押収されたものが、三十七年には九百六十七とふえております。これを全部い

ま申したような種類の危険な兇器だけに限って申しますと、昭和三十三年には六千七百二十三丁押収されましたものが、昭和三十七年には、これは全体の数から申しますとやや減っておりますけれども、五千六百六十二という数字になっております。

このようになっておりますが、資金源につきましては、これは暴力団というものがなかなか実体がかみにくいことの一つの例でもございまして、ただいまでは非常に広範にわたって得ておるようになっているのでございまして、ある者は興行をいたし、ある者は土建業をいたし、ある者は飲食店をやっております、そういうような正当な職業についておるものもあるものでございしますが、そういう職業から得る資金はもちろんだん正當なものでございしますが、不法な資金源もこれまた見のがすことはできないのでございまして、あるいは賭博、あるいは麻薬暴力といわれて

まして資金源を得ておるのでございす。それから売春暴力と申しまして、売春婦を使って売春防止法を免れての違反行為をし、その上がりが資金源になっておる実例も実際の事件の中に見受けられるのでございまして、そのほかよくいわれますパチンコの景品買い等もその資金源になっておるのでございまして、彼らの暴力団の特徴として、このような資金源を得る金になるということでございますれば、合法、非合法というように手を問わず何でも手を出す、そうしてその手を出す過程において暴力をふるうというこ

ともいえないというところに暴力団の暴力団たる特徴があるようにうかがわれるのでございまして、いま申しましたようなことは、すべて善良なる住民の大きな迷惑と脅威となっておりまして、これは申すまでもないことでございす。

○植木光教君 この点について警察庁からも答弁をいただきたいと思ひますけれども、まだ来ないようです。後ほどお願いしたいと思ひます。さらにわれわれが特に心を痛めておりますことは、少年犯罪の問題でございます。年少者の暴力犯罪が激増しつつあつて、しかも非行年齢が低下するともにそれが集団化の傾向をたどっていること、さらに累犯少年が年々増加してきておりますことは、国家社会の前途を考へて暗たんたるものがあるばかりではなく、子供を持つ親にもちろん、国民全体のきわめて寒心にたえないところであります。年少犯罪、特にその暴力犯罪について説明を願ひたいと思ひます。

最近における趨勢は、まことに憂慮にたえないものがあるでございす。すなわち、現状といたしましては、その犯罪の悪質化、犯罪の集団化、累犯少年の増加、年少少年の犯罪が増加しておる。それからまた、学校に籍を置いております少年の犯罪が増加しておる。それからまた、中流家庭——これはかなり常識的な見方でございますが、中流層の出身の少年の犯罪が増加しておる。それから少年犯罪の大都市への集中化が見られるというふうに思われるのでございす。

特に、少年による暴力犯罪の増加を統計によつて見ますと、昭和三十三年当時の殺人、強盗、強姦、強姦強迫、暴行、傷害、恐喝、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、銃砲刀剣類所持取締法違反、こういった粗暴犯としての暴力的犯罪を警察庁で受理いたしました人員は五万一千九百九十三人でありました。昭和三十七年にございましては五万九千三百八人に増加しておるのでございす。

なお、少年犯罪の年が若くなつていく年少化の傾向は暴力犯罪にも顕著でございまして、十四歳以上十六歳未満の少年につきまして調べてみますと、昭和三十三年当時、前に申しました主要な暴力犯罪の受理人員でございしますが、これが七千四百四十二人でありました。昭和三十七年におきましては一万五千七百九十七人に増加をいたしております。これは、在学中の中学生、高校生による犯罪が頻発しておりますことにも起因しておると思はれるのでございす。

このよう年少犯罪の犯罪原因でございますが、これはまことに複雑でございます。一言に申述べますことは容易ではないと思ひますのでございすけれども、根本的には、戦後の道義觀念の動揺低下といったようなことや、物質偏重、消費生活の盛んになってきたことなど、いろいろなものが複雑に錯綜いたしまして青少年に悪い影響を及ぼしておるということはどうも動かしたくないと思ひますのでございす。そのほかにも、不良出版物の關係等、いろいろ青少年の犯罪防止対策としては考えられる点がございす。私が特に御注意を申し上げて御留意を喚起したいと思ひますことは、これらの少年が相当部分暴力団の手先になっておることとございまして、申すならば暴力団の予備軍のようなふうになりつつあるということは、これは看過しがたい実情でございまして、少年犯罪対策を考えます場合には、やはり暴力団対策も同時に考えなければならぬ実情にあると思ひますのでございす。

○植木光教君 法務大臣にお伺ひしたいと思ひますが、まあいままでの刑事局長のお話によりまして、暴力犯罪が一向に減少しないばかりか、悪質化しつつあり、しかも年少者の暴力行為が増加の一途をたどつておつて、暴力団の予備軍化しつつあるというようなことであります。暴力を一日も早く排除絶滅して社会不安を除去してほしいという国民の強い世論があります。これにこたへるべくこの改正案が出されたのであります。この改正案が、年間二十万件にものぼる暴力犯罪の排除にこの改正案がどれだけの効力を持ち、役割を果たすとお考えになっておるか、端的な御見解を聞きたいと思ひます。

○國務大臣(賀屋興宣君)

私は、これはきわめて有力なる役割りをすると信じております。犯罪は、申し上げるまでもなく、社会全般の動き、現象、それから起る各人の思想、行為等の一つの結集した現象でございまして、暴力犯が刑罰的な処罰のみによつてなくなるものとはむしろ考えません。これは、社会一般の風潮、特に日本におきましては、戦争から敗戦ということによりまして、従来の道義観念、社会秩序というものは事実上非常な程度に破壊されたと思うのでございます。その結果、暴力的な直接行動が罪悪であるという観念が、ほかにもそういうものがあると思ひますが、非常に希薄になったという特殊の現象があると思ひます。そのほか、一般の学校教育、家庭教育と申しますか、社会全般の風潮、ことに活字、映画その他のマスコミの影響、こういうものがみんな合わさつて今日のような現象を生じてきておる。刑罰も一般の社会の通念から見ると軽いというふうなことの複合結果と存じまして、政府におきまして、昭和三十六年に、総合対策と申しますか、暴力の犯罪その他こういうものの絶滅のために一種の方策をきめておる次第でございまして、その中の一環としまして、何としまして法によつてこれがきびしく取り締まられる、処罰されるものだということが明確になりますことは、社会一般に、これはいけないことだ、やっちゃいけないという考えを植えつける面におきまして、非常に有力であらうと思うのでございます。

それから今回の改正におきましては刑の最下限を決定をいたしまして、そ

の反射的作用としていわゆる権利保釈が認められなくなりまして、これは事実において大きな影響を及ぼすと存じます。いままでは、暴力行為がありまして、これを訴えられても、それは一ぺん逮捕されても直ちに出来まいやうなふに不安、威嚇を感じる次第でございまして、こういうものが、絶滅といきませんでも、非常に少なくなるといことは、反射的作用として非常に有効ではないかと思ひます。

また、今回の改正によりまして、一般の裁判所におきまして、国会における国民の意思としていかに重く罰すべきものであるかという標準が定まるわけでございますから、おそらく今後の刑の量定は、従来よりはきびしく、一般に長くなるのじやないかと思ひます。そういう作用によりまして、一つの行き方といたしましては、暴力団の相当有力な者などが、短期の刑でございまして、どうしても遠隔の刑務所に送るというふうなことが困難で、その地の刑務所になる。そうすると、何ともしも外と内と連絡が遠隔の場所よりつきやすい。感じからしても違ふわけでございます。それで、その関係をしておる暴力団などの組織がくずれにくいわけです。これが長期で遠隔の地に送られるようになりまして、自然に従来の組織との連絡などもなくなりまして、そういう組織が崩壊していく大きな原因をつくる場合が非常に多いと思ひるのであります。

そういうふうな、厳罰に処するといふほか、お礼参りの点とか、事実上においてその暴力団の構成を打ちこわす方面に作用をしまして、社会一般の風

潮が、暴力行為に対してな一そう、単にその不安を感じているという以上、これはいけないことだという感じが強くなると思ひます。ことに、一つの経過的事態といたしまして、この法律が過去二回も通らないというものが、さらに通るといふことになりまして、社会一般のそういうこととに対する関心も強くなる、かつ新しく植えつけられるというふうな効果もございまして、この法律がいわゆる暴力対策の中で最も重要な一環を占める大きな効力を持つ、かように信じておる次第でございまして、

○植木光教君 今回の改正にあたりまして、暴力犯罪の撲滅は国民の声なんだから、裁判官や検察官、警察官が暴力に対して強い態度で臨めばよいんだ、暴力犯罪は常習であるといふことを問はず、また銃砲刀剣類による傷害であるといふことを問はず、最高十年までの懲役刑を科することが出来るのだから、現行法を運用面で十分に活用しさえすればその目的は達せられるんだ、今回の改正は必要でないという議論があります、この点についてお聞きをしたい。

○國務大臣(賀屋興宣君) 最高限は相当長いので、改正せぬでもいいじやないかというのでございまして、最下限は、刑の量定につきましては、最下限があるとはいへないでいいです。裁判所が重い刑を科すればいいんじやないかと申しますが、裁判所の決定は裁判官の独自の判断によることとございまして、行政指導やそういうことによつてこれを重い刑を科する、これを当然期待するといふことは、私は筋違いだと思ひます。裁判官がそういう決

定をする基準になる法律の刑の量定について、国民の総意である法律によつてこれは重く罰すべきものだといふことを示されるのが当然じやないか。ただ裁判官の判断でやればいけないか、こういう考え方は私もはたしきりない次第でございまして、それで、これをしなくてもいいじやないかと。しかし、こういう重大なことを、これをしなければすぐたいへんなことになるといふことがなくても、あらゆる力を尽くしてあらゆる方途を尽くしてこういう悪い事態を防ぐのはあたりまえだと思ひます。いわんや、仰せのように、裁判官が国民の総意としての刑の量定、その基準といふものが重いものだというこの意思がはつきり確定すること、その刑の量定を重くするやうな基本の一番重大な標準であると思ひのであります。

○植木光教君 いまの点について、刑事局長と、それから警察庁からも来られたようでありますので……

○政府委員(竹内壽平君) 大臣が仰せられましたように、裁判官の判断を行政指導によつてするといふことは、これは法律の組織のたてまえとして許されないと申しますが、ただ、検察官は、申し上げるまでもなく行政官でございまして、法務大臣の指揮下にある組織でございまして、裁判の当事者といひまして検察官は刑の量定についての意見を法廷で述べるわけでございます。この意見を強目に持つていくといふことは、これは行政指導と申しますか、法務大臣のお考えである程度なし得るのでございまして、そういう点で可能なる限りの努力をいたすべきであると思ひますし、現にいた

してまいっております。しかしながら、これにはおのづから限度があるのでございまして、実は昭和三十六年以来暴力犯罪に対しては一段と刑の求刑基準を引き上げまして、重い刑をもつて臨むという措置を検察官の申し合わせによりまして各庁でいたしたのでございまして、こうやりまして、ある程度改善の実は上がったと思ひますけれども、なお結果として訴訟を進行してまいります上において、たとえば検察官が体刑の一年を求刑いたしましたとしても、裁判所がこれに対して罰金刑を盛つたという場合には、検察官としては検事控訴をしまして判決の是正を求める方法があるのでございまして、もし検事控訴をしても、これが罰金から体刑になりまして懲役一月あるいは二月あるいは三月と軽い刑が言い渡されまして、それを今度はさらに最高裁に持つていって刑の量定が不当だといふ裁判所の是正方法はないわけでございます。そうなつてまいりますと、おのづからここに、認識の相違からくる、ものの方からくる違い、あるいは情状を見る証拠上の判断からくる違い等から、どうしても検察官としては越えがたいものができてくるのでございまして、こういう点を何としてそれでは是正するかといふことになりまして、いま大臣仰せになりましたように、立法的な解決手段に訴えるほかないのでございまして。

下線を定めるといふことは、一つの基準を法の執行者に与えるのでございまして、この基準に従ひまして、警察官も検察官も裁判官もこの立法の趣旨に従つて法を適用していくことによつて刑が重くなつていくことがあ

る次第でございます。

こういうふうに見てまいりますと、裁判の現状から見まして、どうしても下限を引き上げることによって問題を解決していくはかないというのが私どもの結論でございます。

○説明員(後藤信義君) ただいま法務大臣、法務省刑事局長から御答弁があらましとここに尽きるわけでござい

ますが、警察のほうといたしましては、現行法でまかなえる分につきましては、裁量にのみお任せいたします。ただ、ただいままでお話がございましたように、裁判にかかりました場合にその犯罪の内容をどの程度にまで評価するかという

ことは、やはり法定刑が一つの目安になると存じますので、ただいま大臣、局長からお話しになったような効果は、改正法によって求めることになる

だろうと考えております。

それからまた、警察自体といたしましても、従来の法定刑を引き上げることによりまして、暴力犯に対しまして認識を新たにいたしまして、これに従来にも増しまして努力をいたしまして暴力犯罪の絶滅をはかるという意味におきまして、法定刑を引き上げられる

ことにございまして、犯罪そのものが非常に悪質であり重要なものであるという認識が警察部内においても高まってくる

と考えるのでございまして。

それからまた、これは付随と考へますけれども、一般の世人に対しまして、法定刑が引き上げられることによりまして、ややもすれば泣き寝入りというふうな事態もないわけではござい

ませんけれども、そういうような遺憾な事態というものが、やはり本腰を入

れて暴力犯罪に取り組むような体制ができたという認識が世人一般、世間一般に広まることによりまして、被害者側からの協力、あるいは第三者からくるものも申告あるいは協力というふうなものも従来以上に期待できるのではないかと、こういうふうにかんがえて

でございます。

○植木光教君 刑事局長にお伺いしますが、未遂罪を罰することとした理由をこの際お伺いしたい。

○政府委員(竹内壽平君) 今回の改正案の第一條ノ二で、銃砲刀剣類を用いてする傷害の罪を重く法定刑をもつて

処断することになっております。これに對しまして第二項で、「前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス」という規定を置いて

おります。この意味は、第一條ノ二の第一項の銃砲刀剣類を用いる傷害というものは、まかり間違えれば殺人になるわけではございません。もし未必の故意

というふうなものが認められるような状況でありますならば、殺人罪をもつて

問提すべき事件でございまして、これはどうしても傷害の意思がある場合にこのような第一條ノ二に該当する

行為に当たるのでございまして、傷害の意思のない、暴行の意思だけで、結果

において傷害を発生するというような場合は、このような武器を用いての傷害

には実体といたしましてこれを認めるわけにはいかないと、こうなつてま

いりますと、第一條ノ二は、まさしく故意犯であつて、結果的加重犯を含まない、こう解するのが相当であると思

うのであります。

定を置かざせんと、実行に着手して既遂になれば一年以上十年以下という重刑で処断されるが、未遂に終わった場合には刑法のいわゆる暴行罪で軽い刑で処断されるか、あるいは兇器を示してやつたという第一條の、現行法の

一項でございまして、この法律で処罰される場合がときにあり得ると、こう

いうことになりまして、既遂と未遂との間に非常な刑のアンバランスが起

こつてくるのでございまして。刑法の評

価といたしましては、既遂と未遂とは同じように評価する、これが原則で

ございまして。それで、未遂の場合には情状によつて未遂減刑をすることができ

るといつたてまえになつておりますので、このためになつて考へますと

第一條ノ二の重く傷害罪の場合には未遂罪を置いて、既遂と未遂の間の刑の

バランスをとるといふのが立法技術上当然の配慮である、かように考へ

ましてこのように未遂罪を置いた次第でござい

ます。

○植木光教君 「銃砲又ハ刀剣類ヲ用ヒテ人ノ身体ヲ傷害シタル者」、これ

の既遂と未遂との違いといふのを、もう少し未遂の内容を具体的に話し願

いた

○政府委員(竹内壽平君) 「銃砲又ハ刀剣類ヲ用ヒテ人ノ身体ヲ傷害シタル者」で

ございまして、銃砲刀剣類の本来の用法に従つて用いて人に傷害を与える、

こういう形態の犯罪でございまして。したがつて、この場合に、本来の用法で

ございましてから、ピストルを用いてやつた場合には、ピストルを向けてね

らいを定めて引金を引いてたまる発射する、こういうことが犯罪の着手で

ございまして。ところが、不幸にしてその

たまはそれであつたかつかつたという場合が未遂でござい

ます。刀の場合には、刀の刃をもつて切るとかあるいは突くとかいふ行為をする、それが着手

でございまして。しかし、切りつけたけれども、向こうに逃げられて傷を負わ

せるに至らなかつたという場合が未遂でござい

ます。もしその用法に従わな

い使用の方、本来の用法に従わな

なつておりました、昭和三十八年では前歴者の比率は八二・七％というふう

に悪質になつてゐる状況がうかがわれ

ます。また、最近の暴力団の組織の特

徴としましては、非常に領域が広く

なつてまいりまして、大都市を中心と

する大きな暴力団体が、縄張り、勢力

拡張のためにあらゆる機会をとらえて

地方に所在する小規模な暴力団体を統

合するといふことにとつてゐる。ま

た、小規模な団体は、こういう大規模

な団体組織に属することによりまして

その組織の維持と資金源の温存をはか

るというふうな傾向が一般的に見ら

態は考えられないのかどうかというよう
なことをあわせてお聞きしたいとい
うと思います。

密にばくちのみをもつて資金源として
おるような団体でございますれば、こ
れは違法な団体と認めていいと思うの
ですが、そうでない団体については、
なかなかその団体そのものをもち
て違法な集団であるというふうにと
認定することは法律上困難でございま
す。そういうこともありまして、立法
技術的に暴力団そのものを対象とした
規制の方法というのを考えますこと
は、日本の憲法におきましてもむづか
しいということに結論がなつた次第で
ございます。

○政府委員(竹内壽平君) ただいまの
御質問まことにございまして、ござい
まして、立案に当たりました私どもとい
たしまして、暴力団そのものを直接
防遏できるような立法形式はとれぬも
のであろうかというところは慎重に検討
をいたした次第でございまして、できま
すならば、それが最も端的で立法の趣
旨にもかなつておるわけでございま
すので、そういったものでございま
す。その点はいろいろ検討いた
しますと、困難な問題がございま
して、まず第一に、暴力団と私ども世間
一般にいわれておりますこの暴力団と
いう考え方でございまして、これを法
律的に見ますと、定義を下すことが
非常にむづかしいのでございまして、
外国の立法例等も調べてみましたが、
世間でいわれておる暴力団とかギャン
グといったような形でそういう暴力団
に加入したり活動したりするというこ
とを罰する規定を設けた法律がござい
ますが、これはその後外国の最高裁判
所の判決で憲法違反であるという認定
を受けております。その理由とします
ところは、暴力団と世間でいわれてお
る暴力団というだけでは処罰概念とし
てはきわめて明確な欠くものであると
いうことが理由になつておるのでござ
いまして、日本の暴力団につきまし
て、先ほど申し上げましたような実態
を見てまいりますと、暴力行為にや
やもすれば及ぶというところは認められ
るのでございますが、平素は私どもが
見て正業と思われるような職業につい
ておる者も大部分でございまして、厳

密にばくちのみをもつて資金源として
おるような団体でございますれば、こ
れは違法な団体と認めていいと思うの
ですが、そうでない団体については、
なかなかその団体そのものをもち
て違法な集団であるというふうにと
認定することは法律上困難でございま
す。そういうこともありまして、立法
技術的に暴力団そのものを対象とした
規制の方法というのを考えますこと
は、日本の憲法におきましてもむづか
しいということに結論がなつた次第で
ございます。

暴行、暴力行為の常習犯であります。
そこで、常習犯の規定を強化する。
この二つによって相当長期間社会か
ら隔離することができるようならば、はた
して暴力団にどういふ影響を与えるで
あろうかというところを刑事学的にい
ろ研究してみますと、暴力団の人
たちは、幹部の者が相当長期間にわ
たつて服役をしておりますために、そ
の子分等の集団はがたにたつてしま
いまして、もはや暴力団としての体
をなさないとはいふような結果におち
ついた実例もたくさん私どもは知つて
おります。そういったしますと、暴力
団を解消して社会の真人間として、普
通の人として社会の中に溶け込まして
いくように推進をしてみたいと思つて
には、どうしてもこれらの人に対して
相当長期の刑を科することによって社
会から隔離し、一方、その人たちが社
会復帰の場合に国家の手を差し伸べて
いくというリハビリテーションの道を
もあわせて刑事政策的に大きな考慮を
施していくことが暴力団対策として最
も適切な方法ではないか。そういう観
点から見てもいいと思います。個々の人
を罰する規定を設けることによりまし
て、先ほど大臣が申されましたよう
に、暴力団のこれからの対策としてし
ては相当効果をあげていくというふう
に見られるのでございまして、そうい
う意味におきましてこのような立法を
いたしたのでございまして、であります
から、この法律は暴力団ということ
ばは書いてございせんけれども、ま
さしく暴力団対策の法律としましては
効果をあげ得る法律だと、私はかよう
に考えておる次第でございまして。

○委員長(中山福蔵君) この際、委員
の異動について報告いたします。
本日、坪山徳弥君が辞任され、その
補欠として川野三郎君が選任されまし
た。

○植木光教君 外国の立法例について
お伺いしたい。

○政府委員(竹内壽平君) ただいま外
国の立法例と仰せられますのは、憲法
違反になつたという点でございまし
うか。

○植木光教君 ええ。

○政府委員(竹内壽平君) これは、一
つは、アメリカのニュージャーシーの
州の法律でございまして、御承知のよ
うに、一九二〇年から三〇年にか
けてアメリカでもギャングスターとい
われる暴力団がばつこした時代がござ
います。その対策としていまのような
法律ができたのでございまして、この
法律は一九三〇年の終わりごろ、立法
されてから十年ぐらいたつてのこと
であります。連邦最高裁判所で、先
ほど申したような理由で違憲という判決
を下されておるのでございまして。

それからフランスには、これも非常
に古い法律でございまして、ナポレオ
ン刑法典の中にあるのでござい
ますが、この当時はフランスに非常に馬賊
がばつこしておつたようござい
ますが、ナポレオンが天下を統一すると
もにこの馬賊は掃蕩されたようござ
いまして、法律はそのまま残つてお
つたのでございまして、この法律は今日
ではほとんど適用を見ていないので
ございまして、言うなれば形骸をとど
めておるに過ぎないという状況でござ
います。

それからもう一つ、戦後西ドイツの
刑法の中に同種の法律がござい
ます。現行法で残つておりますが、これはベ
ルリンで起こつた不良少年の団体の事
件に適用を見た例が一件あるように報
告されております。これは有罪になつ
ておりますが、これが一件あるだけ
でございまして、ほとんどこの法律も実
際問題として適用を見ていない理由
がございまして、その適用していない理由
は、やはり暴力団体というものの、不良
青少年の団体というものの、団体そのも
の違法性というものについて疑義が
存するために適用を見ない、それらの
法律についての外国の報告を見ます
と、そういうふうになつておるので
ございまして。

外国の立法例としましては、西ドイ
ッ、フランス、アメリカにその例が
ございまして。

○委員長(中山福蔵君) 亀田君。

○亀田得治君 議事進行について。け
さからの議事の進め方、私は稲葉理事
のほうから経過は聞きましたが、あま
りこまかいことを申し上げると委員長
のかんにさわつてもいいかもしれません
が、中身は申し上げませんが、もう少し委
員長理事懇談会で話を詰めて、そうし
てスムーズに行くように検討をして
もらいたい、これが趣旨です。いま理事
なり国対関係にも若干正式に申し込
みはしたわけですが、そういうかっこう
でひとつ委員長の善処をお願いしたい
わけですね。

○稲葉誠一君 いまの亀田さんの提案
に対し私も全面的に賛成で、ここで
やめて、もう一ぺん理事会を開くなり
何なりの措置をとっていただきたい。

亀田さんの提案に賛成いたします。

○委員長(中山福藏君) 私、あなたに感謝しつつお答えしたいと思ひます。御趣旨はよくわかります。今日はこれはせつかくやりかけましたから、もうしばらくやらしていただいて……。

「理事會を開け」そういうのはだめだよ」と呼ぶ者あり)植木さんの一段落ついてから……。それがおかしいんだよ「話し合ひをやつてからやりやいじゃないか」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)植木君に発言を許します。

○植木光教君 いま法務省の刑事局長からお聞きをしたわけですが、ニュージャーニー州の州法では暴力団をどのように定義をしておりますか。

○政府委員(竹内壽平君) ニュージャーニー州の一九三四年の……「円満に進行しようとしてゐるんだから、話し合ひをしようじゃないですか」「休憩してやりましょう」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)「正当な職業をもたず、許可なく兇器を所持して逮捕され……」(委員長は発言を許してはいないじゃないか)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)三回以上有罪とされ又は重罪で有罪とされた者はギャングスターと宣言される。」と、こういう言い方をしております。

○植木光教君 警察庁に伺いますけれども、よく警察庁では暴力団というこ

とばをお使いになっておりますが、どういう意味で、どういふふうに定義してお使いになっておりますか。

○説明員(関根広文君) 暴力団として定義づけているものとはどこにもございませぬ。警察取り締まりの対象となつておりますのは、集团的にまたは常習的に暴力的不法行為を行ない、または行なうおそれがあるというものにつきましてこれを把握しております。その実態は、大体、博徒、暴力テキヤ、青少年不良団体がおもな対象でござい

○植木光教君 暴力犯罪がいわゆる暴力団の構成員によって多く行なわれてゐるということは、先ほど来お聞きをいたしておりますし、統計にも示されておりますが、暴力事犯がいわゆる暴力団の親分あるいは幹部によって命令され指示されて行なわれることが多いということも事実であります。また、構成員が暴力行為の前科を重ねていゝゆる筋をつけるという意味において、親分や幹部の指示や命令に忠実に従うことも考えられることであります。暴力団を取り締まるためには、暴力行為の首謀者であるはずの親分を取り締まらなければならぬと思うのでありますけれども、今回の改正案ではそれが可能であるかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(竹内壽平君) これは、どんな犯罪でございしても、犯罪がある程度集团的な背景をもつて行なわれる場合には、その背後においてこれをあやつる者があり、これを使喚する者がありますことは、どんな犯罪でもひとしく言えることでございまして、特に暴力団の場合には身がわりになつて来る者があらわたりいろいろするものでございまして、そういう点につきま

しては、犯罪を検挙いたしました場合には、警察当局はもちろん、検察におきましても、その背後関係を重視いたしましてこれに徹底的な捜査をしていく。そうして、その間に共同正犯というようなことになりますれば、刑法の総則の規定によりまして処罰をする、教唆犯があれば、これまた共謀の刑法の規定により処罰をする、こういうことでございまして。したがって、問題は捜査が徹底するかどうかに帰着するのでございまして、いままでの例によりまして、なかなか幹部まで入りにくいのでございましてけれども、幹部にまで手の伸びた事例は少なからず存在するのでございまして。特に御留意をわすれたいと思ひますのは、昭和三十三年に刑法の一部改正によりまして、兇器をもつて集まる罪、また兇器を集めた罪、この二つの罪ができました、この結果によりまして、集めた者は多くは暴力団の幹部でございまして、その罪によつて処罰されました例は少なからず存在するのでございまして、いまや暴力団の幹部にまでメスが入っていくことは通常の事例になつてきていると思ひます。

○委員長(中山福藏君) この際、昼食のため一時半まで休憩いたします。

午後零時十七分休憩

〔休憩後開會に至らなかつた〕